

各務原市内介護保険事業所
各務原市内有料老人ホーム 各位
各務原市内サービス付き高齢者向け住宅

各務原市役所健康福祉部介護保険課長

「各務原市内介護保険施設等における事故等発生時の対応マニュアル」
の一部改正について（通知）

日頃より市政並びに市介護保険行政にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、介護保険施設等における事故等の発生防止及び発生時の適切な対策の強化を図るため、令和4年1月11付で、岐阜県の「岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」が一部改正されました。

各務原市でも岐阜県の内容に準じてマニュアルの改正を行いましたので、ご参照の上、ご対応いただきますようお願い致します。

記

1. 改正内容：事故等が発生した場合における事業者から岐阜県（岐阜地域福祉事務所）及び各務原市への報告について、「電子メールによる報告が望ましい。」と規定しました。ただし、従来どおりFAXでの報告も可能です。
2. 添付書類： 介護保険施設等内における事故事件等対応マニュアル
介護保険施設等内における事故事件等対応マニュアル（簡易版）
3. 「各務原市内介護保険施設等における事故等発生時の対応マニュアル」掲載URL：
<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/kaigohoken/1009168/1009170.html>
※ 各務原市公式 Web サイト「介護保険施設等における提供中の事故、虐待、火災、利用者の行方不明、法人役員・職員による法令違反・不祥事等発生時の報告について」に掲載しています。

各務原市 健康福祉部 介護保険課 施設指導係 （担当：大海）	
電話	058-383-2067（直通）
FAX	058-383-6365
E-mail	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp